

令和6年度 福島地方水道用水供給企業団競争入札参加資格審査申請要領

令和6年度 福島地方水道用水供給企業団発注の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加を希望する者は、下記要領により競争入札参加資格審査申請をしてください。

- 1 申請受付期間 令和5年10月2日（月）から令和5年11月17日（金）まで
- 2 申請方法 郵送による提出（書留郵便又はレターパック）
※申請受付期間内の当日消印有効
- 3 送付先 〒960-0201
福島県福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1
福島地方水道用水供給企業団 総務課契約管財係 宛
- 4 申請区分 (1) 建設工事
(2) 業務委託
(3) 物品調達
- 5 審査基準日 (1) 建設工事 直近かつ申請日において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日
(2) 業務委託 令和5年10月1日
(3) 物品調達 令和5年10月1日
- 6 資格の有効期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 7 提出書類 別紙提出書類一覧のとおり
※提出書類に不足や不備がある場合は再度提出を求めるものとし、令和5年12月1日（金）までに提出されない場合は失格となります。
- 8 申請書の宛名 福島地方水道用水供給企業団企業長 木幡 浩
- 9 認定通知書の送付 令和6年2月送付予定
- 10 問合せ先 福島地方水道用水供給企業団 総務課契約管財係
電話 024-541-4100

競争入札参加資格申請ができない人

福島地方水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）では、競争入札に参加できない人を次のように定めています。従って、これらの人は入札参加資格申請できません。また、入札参加申請後、下記事項が判明した場合、参加資格が認定されません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人若しくは被補助人並びに破産者でその復権を得ない者
- (2) 企業団との契約において、次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後3年を経過しない者
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者
 - ウ 競争入札又はせり売りにおいて、公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - エ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - オ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - カ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。
（当該その者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が暴力団員である者を含む。）
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) 法令の規定により営業に関し、許可、認可、登録を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
- (5) 国税及び都道府県税並びに市町村税を滞納している者
- (6) 企業団との契約において、業務の請負契約又は物品調達の契約に関して保証した者が故意にその義務を逃れた場合において、その事実があった日から3年を経過していない者
- (7) 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）の審査に関する申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）に故意に虚偽の事項を記載した者
- (8) 審査基準日（必要な審査の基準となる日。以下同じ。）の直前において、2営業年度を有しない者
- (9) 審査基準日の直前2年の営業年度にわたって完成工事高又は取扱高のない者
- (10) 建設工事については、社会保険等に加入していない者（個人事業主等であって社会保険の適用除外となる者は除く。）